

News Release

2010年12月24日

報道資料

ドイツ・デュッセルドルフ地方裁判所が ガーミン社によるパイオニア保有特許の侵害を認める

パイオニア株式会社は、当社がガーミンインターナショナル社(Garmin International, Inc./以下、ガーミン社)及びその関連会社を、ドイツ・デュッセルドルフ地方裁判所に提訴していた件について、ドイツ現地時間12月23日、判事が判決を下したことを発表いたします。

当社は当該訴訟において、ガーミン社が生産、販売するナビゲーション製品が当社の特許を侵害しているとして、ガーミン社のドイツ国内での侵害行為の差し止め及び損害賠償金の支払い等を求めておりました。

判事は当社の主張を認め、ガーミン社のナビゲーション製品が当社の保有する欧州特許第508681号及び欧州特許第775892を侵害している旨の判決を下しました。

当社はナビゲーションの開発において先駆者として業界をリードしてきました。開発を通じて多数のナビゲーション関連特許を保有しており、今後もこれら特許を含む自社の知的財産権を守るという方針を堅持してまいります。

以上